## 建築分科会の運営について

平成13年 7月11日制定 平成14年10月11日改訂 平成17年 9月29日改訂

#### 1. 建築分科会の議事

建築分科会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。

また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国 土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

#### 2. 部会の議事

建築分科会に設置する部会は、<u>分科会に準じてプレスを除き一般には非公開とする。ただし、</u>部会は、個別の行政分野について具体的かつ専門的に調査審議を行うこととなるため、審議を公開することにより、委員の自由闊達な論議が妨げられるおそれがあり、部会の円滑な運営が困難となる場合があること、また、部会は分科会の内部組織であり、分科会としての最終的な意志決定を行うわけではないことなどから、<u>部会の合意により、議事</u>についてプレスについても非公開とすることができるものとする。

また、議事録については、議事要旨を国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

#### 3. 分科会報告

部会長は、当該部会に係る審議事項の議事が終了したとき、その他必要と認めるときは、 その審議の経過及び結果について分科会に報告しなければならない。

#### 4. 委員等以外の者の出席

分科会長は、必要と認めるときは、委員等以外の者を分科会及び部会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができるものとする。

#### 5. その他

その他の分科会の運営に関することは分科会長の、部会の運営に関することは分科会長 及び部会長の判断により、必要に応じ委員の意見を聞いた上で、決定するものとする。

# 建築分科会の運営について

平成13年 7月11日制定 平成14年10月11日改訂

# 1. 建築分科会の議事

建築分科会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。

また、議事録については、内容について委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国 土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

## 2. 部会の議事

建築分科会に設置する部会は、個別の行政分野について具体的かつ専門的に調査審議を行うこととなるため、審議を公開することにより、委員の自由闊達な論議が妨げられるおそれがあり、部会の円滑な運営が困難となる場合があること、また、部会は分科会の内部組織であり、分科会としての最終的な意志決定を行うわけではないことなどから、部会の議事については、非公開とする。

また、議事録については、議事要旨を国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

#### 3. 分科会報告

部会長は、当該部会に係る審議事項の議事が終了したとき、その他必要と認めるときは、 その審議の経過及び結果について分科会に報告しなければならない。

## 4. 委員等以外の者の出席

分科会長は、必要と認めるときは、委員等以外の者を分科会及び部会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができるものとする。

# 中心市街地再生小委員会の議事の公開について

中心市街地再生小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容についての委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上